



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( " )	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (3件) (都市計画課)	1
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	2
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・12揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	3
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体指定の取消しの届出	4
入札公告	
○一般競争入札 (建設管理課プリントサービス) の公告 (建設管理課)	4
○一般競争入札 (土佐NET端末の借入れ) の公告 (警察本部会計課)	5

告 示

高知県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日  
医療法人章和会 安芸市土居1976番地4 平24・6・1  
安芸クリニック

高知県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年4月1日	社会福祉法人北川村社会福祉協議会 安芸郡北川村野友甲710-2	デイサービスセンター柚子の郷 安芸郡北川村野友甲710-2 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年6月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 昭和中村
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日
-------------	-----	---------

	(メートル)	
高岡郡四万十町大井川宇トヲショヲ岡2893番1地先から 高岡郡四万十町大井川宇鷹ノ子口1676番1まで	127	平成24年6月22日

高知県告示第428号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市後免町一丁目152番1地先	南国市後免町一丁目161番10	15.0 }	75.0
		21.0	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりこの町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及びこの町役場

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成24年6月22日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級  
施設警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成24年9月27日（木）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
30人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、

- 施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
  - (1) 検定の申請の受付期間  
平成24年8月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
    - ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

- エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面
    - 1 通
      - (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
      - (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
    - (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
    - (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
  - 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
  - 8 検定の実施に関し必要な事項
    - (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
    - (2) 持参品
      - ア 受検票
      - イ 筆記用具
      - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
      - エ 雨着（雨天時に使用する。）
      - オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
  - 9 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係
- 高知県公安委員会告示第13号
- 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
- 平成24年6月22日
- 高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助
- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
    - (1) 審査の区分  
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全て

- の警備業務に係る1級及び2級の審査
- (2) 審査の実施日及び開始時間  
平成24年8月23日（木）午前9時30分
- (3) 審査の実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部

2 審査の実施予定人員  
50人

3 審査の対象者  
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間

平成24年7月30日（月）から同年8月3日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

- ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のい

ずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 審査申請書等の提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。  
なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,695人である。  
平成24年6月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,458人である。

平成24年6月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。  
平成24年6月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 92,687人 |
| 室戸市、東洋町選挙区              | 5,615人  |
| 安芸市、芸西村選挙区              | 6,635人  |
| 南国市選挙区                  | 13,269人 |
| 土佐市選挙区                  | 8,098人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,762人  |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区          | 8,412人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,577人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,862人  |
| 香南市選挙区                  | 9,291人  |
| 香美市選挙区                  | 7,929人  |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,448人  |
| 長岡郡、土佐郡選挙区              | 3,982人  |
| 吾川郡選挙区                  | 9,265人  |
| 高岡郡選挙区                  | 18,140人 |
| 黒潮町選挙区                  | 3,616人  |

高知県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称    | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-------|-------|---------|------------|----------|
| 土佐黒潮塾 | 志田原 忠 | 志田原 忠   | 高知市旭天神町229 | 平24・5・22 |

高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分  | 名称         | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日   |
|-----|------------|--------|---------|------------|---------|
| 異動前 | 社会民主党高知県連合 | 江渕 征香  | 異動なし    | 異動なし       | 平24・5・1 |
| 異動後 |            | 久保 耕次郎 |         |            |         |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称      | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日   |
|-----|---------|-------|---------|---------------|---------|
| 異動前 | 野村栄一後援会 | 異動なし  | 異動なし    | 高知市大津乙2122番地7 | 平24・5・1 |
| 異動後 |         |       |         | 高知市介良乙3137番地5 |         |

**高知県選挙管理委員会告示第38号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 その他の政治団体

| 名称      | 主たる事務所の所在地  | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日   |
|---------|-------------|-------|--------------|---------|
| 中野城久後援会 | 高知市神田182-21 | 中野 城久 | 解散           | 平24・5・2 |

|              |               |        |    |          |
|--------------|---------------|--------|----|----------|
| 朝比奈利広後援会     | 須崎市山手町18-12   | 朝比奈 利広 | 解散 | 平24・5・8  |
| 翔利の会         | 須崎市山手町18-12   | 朝比奈 利広 | 解散 | 平24・5・8  |
| 和田啓士さん勝手に後援会 | 土佐郡土佐町田井800の8 | 川村 寿一  | 解散 | 平24・5・14 |
| 尾崎洋典後援会      | 土佐市家俊2012     | 西村 信尊  | 解散 | 平24・5・22 |

**高知県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成24年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 名称      | 主たる事務所の所在地  | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|---------|---------|-------------|-------|---------------------|
| 中野 城久     | 高知市議会議員 | 中野城久後援会 | 高知市神田182-21 | 中野 城久 | 平24・5・2             |
| 朝比奈利広     | 須崎市市長   | 翔利の会    | 須崎市山手町18-12 | 朝比奈利広 | 平24・5・8             |

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 調達するサービスの名称及び数量  
 建設管理課プリントサービス 一式
- (2) 調達するサービスの特質等

- 入札説明書による。
- (3) 契約期間  
 平成24年9月1日から平成29年8月31日まで
- (4) プリンタの納入期限  
 平成24年8月31日
- (5) 納入場所  
 入札説明書による。
- (6) 入札方法  
 ア 入札金額は、用紙サイズにかかわらず、この入札公告に示したプリンタに係るモノクロ印刷及びカラー印刷の各々の1ページ当たりの単価（円未満小数点以下第2位までとする。）を入札書に記載すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載されたモノクロ印刷及びカラー印刷の各々の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県土木建設管理課設計基準担当  
電話番号088-823-9826

(2) 入札説明書の交付方法  
平成24年6月22日(金)から同年7月31日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成24年8月2日(木)午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年8月1日(水)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下 第4会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示したサービスの実施内容説明書等を平成24年7月19日(木)午後4時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。  
なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法  
入札書に記載されたモノクロ印刷及びカラー印刷の各々の単価が規則第15条の規定により決定された各々の予定価格を全て下回っており、かつ、当該単価に各々の予定数量を乗じた推定総金額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手續における交渉の有無  
無

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) 資格審査に関する事項  
2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年6月29日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Service to be provided: Provision, set-up and maintenance/support of printers and related supplies for Kochi Prefectural Government offices

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Thursday 2 August 2012

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Wednesday 1 August 2012

(4) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9826

~~~~~

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
平成24年6月22日  
高知県警察本部長 加藤 晃久

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量  
土佐NET端末 一式

(2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。

(3) 借入期間  
平成24年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 借入場所  
高知県警察本部並びに高知県警察本部出先所属及び各警察署

(5) 入札方法  
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料(保守料金を含む。)の月額を入札書に記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格  
次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24~26年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30

<p>高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110 (内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成24年6月22日(金)から同年8月1日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成24年7月19日(木)午後1時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年8月6日(月)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年8月3日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年7月26日(木)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者</p>	<p>とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無 (7) 契約書作成の要否 要 (8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年7月17日(火)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be leased: Terminals for Tosa-NET system 1 set (2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Monday 6 August 2012 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Friday 3 August 2012 (4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p>	
--	--	--